

京 都 大 学 経 済 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (附属研究施設) 第 6 条 経済研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。 <u>複雑系経済研究センター</u> <u>先端政策分析研究センター</u> 2 <u>附属の研究施設に長</u>を置き、経済研究所の専任の教授をもって充てる。 3 <u>附属の研究施設の長</u>の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。 4 前項の規定にかかわらず、補欠の<u>附属の研究施設の長</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 5 <u>附属の研究施設の長</u>は、<u>当該研究施設の業務</u>をつかさどる。 (後 略)</p>	<p>(<u>複雑系経済研究センター</u>) 第 6 条 経済研究所に、<u>附属の研究施設</u>として、<u>複雑系経済研究センター</u>を置く。 2 <u>複雑系経済研究センターに、センター長</u>を置き、経済研究所の専任の教授をもって充てる。 3 <u>センター長</u>の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。 4 前項の規定にかかわらず、補欠の<u>センター長</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 5 <u>センター長</u>は、<u>複雑系経済研究センターの業務</u>をつかさどる。  附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>